

令和元年第3回(6月)川南町議会定例会会議録

令和元年6月12日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和元年6月12日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 中村 昭人 君 (1) 受動喫煙対策について伺う
(2) 中心市街地活性化対策について伺う
- 2 河野 禎明 君 (1) 川南PAについて
(2) 地域活性化の推進について
- 3 竹本 修 君 町政運営方針について

日程第2 議案第30号 川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めるについて

日程第3 議案第31号 川南町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第32号 川南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第33号 川南町介護保険条例の一部改正について

日程第6 議案第34号 工事請負契約締結について

日程第7 議案第35号 工事請負契約締結について

日程第8 議案第36号 財産の取得について

日程第9 議案第37号 令和元年度川南町一般会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第38号 令和元年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第39号 令和元年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第40号 令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第41号 令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	岩切 拓也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	日高 裕嗣 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開議

○議長（河野 浩一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

日程第1、「一般質問」を行います。

議長の手元まで一般質問通告書が提出されておりますので、きのうに引き続き順次発言を許します。

まず、中村昭人君に発言を許します。

○議員（中村 昭人君） おはようございます。通告に従い質問をいたします。

まず、受動喫煙対策についてお伺いをします。

2018年7月に健康増進法の一部が改正され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設において一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、権限を有するものが講ずべき措置等について定められました。国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるとあります。

法の全面施行は2020年4月ですが、行政機関については本年の7月より順次施行のようです。このことを受けまして、先だって町民健康課より川南町としての取り組みについて議会勉強会の場で説明があり、本町は前倒して敷地内は全面禁煙するとのことでした。

そこでいま一度お伺いをします。役場庁舎内の対策、自治公民館や学校での対策をお聞かせください。

また、改善センターでのスポーツイベントに参加される方や参加する子供の保護者等おりますが、また、出初式の団員らの長時間滞在者への対応はどのように行うかお聞かせください。

次に、中心市街地活性化対策についてです。

平成28年度に発足した商店街活性化プロジェクト委員会では、産業推進課、商工会、商店街及び金融機関がともに中心市街地活性化対策について議論を重ねてまいりましたが、昨年度末をもって一旦終了となりました。

そこで導き出されたものとしては、商店街でお店をしたい方などに情報が提供できるよう空き店舗の「見える化」を図る。また、事業者アンケートで最も要望が多かった既存店舗、お店への改装支援を行うという2つの取り組みについてでした。

商店街では、6割近くのお店が20年以上改装を行っておらず、改装を望んでいる事業所にとっては、とても有効なものになると期待をしております。

しかし、一方では長期的な取り組みとして協議してきた今後の商店街のあり方については、町と商店街側の意見の相違があったように思います。

商店街側の意見としては、「中心市街地周辺に人が住むようにしてほしい」「学校再編が

議論されているが、中心部にもってこられないのか」「建設予定の総合福祉センターと商店街との連携を図ってもらいたい」といったようなことが上がり、こういったことを軸に町の主導で取り組んでほしいというものでした。

このことは商店街に意見を聞き、商店街づくりに反映させたい役場側との考えの隔たりが大きく、意見の一致を見ることができませんでした。私は、委員長としてこの意見をまとめる役割であったのですが、結論に導くことができませんでした。

このことも踏まえましてお伺いをいたします。

中心市街地の範囲というのはどこまででしょうか。今後は、公共施設整備に絡めた商店街づくりを考えるべきではないのでしょうか。また、後継者対策が急がれますが具体的な制度づくりが必要になるのではないのでしょうか。

以上を御答弁お願いいたします。

詳細は質問席から行います。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。ただいまの質問にお答えいたします。

まず、受動喫煙のことです。私もずっと以前から吸っておりましたので、いろんな思いがあるんですが、その中で役場庁舎内の対策というのは、先ほど議員が御指摘のとおり、改正健康増進法というのが令和元年、ことしの7月1日から特定施設において一部施行されると、そして令和2年4月1日に全面施行されるということで、それに先立ちまして、本町としては昨年の平成30年11月2日の議会勉強会で話をさせていただきましたし、町民の皆様にはその同じ年の12月13日にフェイスブック、それから12月20日にホームページ、そして明けて1月にお知らせかわみなみのほうで、それぞれ周知してきたところでございます。

1月26日でしたが、宮崎日日新聞のほうでも取り上げられたところでございます。

現在も庁舎出入り口各所に「敷地内全面禁煙」ということを表示しているところでございます。そのかいもあって、現在は敷地内で仮設の場所のみでの喫煙ということになっております。

それから、公民館、学校いろんなところ、あと農村センターと出初式のほうでも御質問いただきましたけど、具体的な改善センターとか出初式については、また担当のほうで答弁させますけど、基本的に議員が言われたように受動喫煙を防止すると。特に学校においては、子供たちに対して防止対策ということで、以前から建物だけでなく敷地内での禁煙ということとをずっと皆様をお願いをしてきたところでございます。

学校敷地内においては、禁煙というのはマナーではなく、もうルールだという形で受け入れていただいているんだろうと思っております。

そして、この役場内に来られた方に対する配慮でございますが、私もつらいときあったんですけど、ある意味庁舎内では我慢していただく、そして敷地外に行っていただくということをお願いをしているところでございます。会議等とかではちゃんと休憩時間をとったり、そういう配慮はしていきたいと思っております。

あと、農村改善センターと出初式については、担当のほうから答弁をさせます。

もう一つのほうですが、中心市街地の範囲はどこですかということですが、これは平成14年の3月に中心市街地活性化基本計画というのを定めております。

面積的には126ヘクタールと書いてあるんですが、イメージ的には中須住宅の入り口から国立病院のあの一帯の東側が運動公園周辺、10号線周辺という非常に大きな範囲でございます。

その中で議員が委員長を務めていただいた件でございます。本当に市街地のにぎわい創出を考慮し、総合福祉センターの中にもスペースをつくり、人の流れをつくることを目指しております。

今後も中心市街地の活性化を図るためトロントロンドーム周辺及び運動公園を含め、再整備を進めるべく関係各課による協議を始めたところでございます。議論の場というのはなかなかどこにおいても必要なものでありますし、今後とも商工会の皆さんを交えて十分議論をしながら進めていきたいと考えております。

最後に、後継者対策ということでございますが、具体的な制度といたしましては、新しく創業をされる方、また、今やってることと別に第2の創業をされる方については、川南町創業支援補助金により町内での創業を促進し、町の産業の活性化を目指しております。

御承知のとおりだと思いますが、既存の商工業者に対しても商工業振興支援事業補助金を新たに創設して、商工業者に皆さん後継者育成を進めるべく、今回の6月補正に提案を計上させていただいているところでございます。

また、いろんなところで報道もされてますけど、地域おこし協力隊で来てくれた3人が、2人は結婚されてお店も出させていただきました。もう一人の家族は、議員の関係のところでもたまたまお仕事もされているという、各方面に少しずつありますが、我々もしっかりできることはやっていきたいと考えております。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの中村議員の御質問に答弁いたします。

まず、農村センターでのスポーツイベント等での長期滞在者に対する対応ということで、農村センターでは、スポーツ少年団等の大会、練習試合が非常に多く頻繁に開催されるということで、保護者の喫煙ということなんですが、小学校、中学校、高校も含め、現在各種会場としては、各学校の体育館とか農村センター含め、町立の体育館等で開催されることが非常に多くございます。

本町の場合、学校の敷地内での体育館での喫煙というのは、できないんだということが定着しておるようで、学校の体育館においては、学校の敷地外まで出られて喫煙されているようです。

このようにマナーとして定着している部分については、ルール化されることによって何も障害が起きることはないと思うんですが、同様に農村センターの場合も、敷地外に出て吸わないといけないんだということがルール化されてしまえば、それに従うんじゃないかと思

います。

これまでも農村センターの場合は、入り口のところですかね、ロビーに当たる部分、出たところなんですけれども、そちらに喫煙可能なところを設けておりました。ですが、やはり見ておきますと、保護者の喫煙した煙がお昼に子供たちが食事をとっているところに流れていくなど、非常に受動喫煙が懸念されるような状況が多々見受けられました。ですので、可能であればというよりも、これはもう子供たちの将来のために、影響のない敷地外まで移動していただいて喫煙いただくというのが、この改正法の趣旨にあたりと私も考えますので、そのようにしていきたいと思っています。

また、消防初め式の件ですけれども、現在、消防初め式では、一番拘束されるというのは審査員に委嘱された消防署職員と消防団幹部ではないかと、それ以外の方については、出場の時間帯以外についてはある程度自由がききますので、喫煙をする場合には敷地外での喫煙というのは可能だと考えます。

その消防団幹部の方とか消防署職員の審査員の方々については、競技途中に10分間の休憩、これをもうちょっと15分くらい延ばすとかいうことも可能だとは思いますが、その時間をうまく利用していただいて、一番近い敷地外で喫煙していただくか、我慢していただくかということになると思います。

なお、誤解のないように申し上げますけれども、現在、消防初め式が行われている会場というのは、役場の敷地内にあると。これは役場が第一種特定施設に該当するために、その敷地内では禁煙となっているわけです。

ですが、消防初め式の会場が第一種特定施設の敷地以外の場所で開催されるということになれば、これはまたその法の適用外になりますので、会場を変えて喫煙をするようにするか、できるようにするか、そこあたりになるのかなというふうに考えます。

以上です。

○議員（中村 昭人君） それでは、受動喫煙についてなんですけども、以上のような述べられたことで対策をとっているということでもあります。

私もたばこは吸いませんので、そういうたばこの分煙という影響がないように、これはしていただきたいというのは、もちろん私自身もそう思っております。が、しかし、よく見ていると、たばこを先ほど敷地外とおっしゃいますけども、敷地外というと一歩そこを出れば敷地外でありまして、そこでたばこを吸って携帯用の何ですかね、灰をいれるやつを持参して吸っているというようなことがあります。と、聞くと、車の中で吸っているという方もいらっしゃいます。

これちょっと言い方としてはあれなんですけど、果たしてそれが敷地外だからオーケーなのかということ、なかなかちょっとその対策ではどうなのかなという部分は、私は正直思うところがあります。

たばこを吸っている方の喫煙率というのをちょっと調べたんですけども、男性の平均でい

くと27.8%という、これ厚生労働省の数字ということなのですが、であります。

私の周りを見てもたばこを吸う方、Aさん、Bさん、Cさん、いらっしゃるんですけども、これよりか多分少ないような実感はあります。

ちなみに、昭和40年の喫煙率を見てみると83.7%と、これはもうAさん、BさんどころかZさんまでずっと吸っていたという、これはもちろん国の政策的なものというのも確かに昔はあったと思いますが、健康面とかそういった分で行くと、どんどん減ってきているという流れだと思います。

来年の東京オリンピックを迎えるに当たっての世界的なたばこの規制の中で、健康増進とか医療費の増加につながるんじゃないかというような指摘もありますので、そういう観点からいくと、たばこを吸う方にとっては今より肩身の狭い世の中になるんじゃないかなというようなことを思います。

が、しかし、数値的なことの結果としてなると、たばこ税における町税分の収入は1億円あるということでもあります。

ちょっとまた質問なんですけど、段階的な措置として技術的な基準をしっかりと守れるのであれば、分煙対策として喫煙所または喫煙ボックス等の設置の考えはないか。

先ほどちょっと喫煙場所、構えているということであったんですが、それはそういう今後とも継続させる、こういう、言っていませんでした。（発言する者あり）廃止になった、わかりました。

じゃ、それ以降はなるということで、そういうたばこを吸う方に対してのものとして、分煙ということの考えから、喫煙所なり喫煙ボックスの設置の考えはないかということをお伺いしたいと思います。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの中村議員の御質問にお答えします。

昨年1月1日から前倒しで、役場、庁舎内及び敷地内の全面禁煙ということで周知を図ってきました、仮設の喫煙場所、法の7月1日からの施行前までに仮設で、一応農村センターの北側、役場西側のところにちょっと仮設で置いているのですが、そちらに行って喫煙される方はどうぞと。

こちらについては消防初め式のときはちょっと御案内したんですけども、それ以外の来庁者等については特別、御案内してはおりませんでした。

現在まで喫煙の状況、たばこの本数をずっと調べておったわけですが、消防初め式のとき以外は非常に少ない、恐らくこれは役場の職員がたばこを吸ったのであろうというぐらいの本数でした。

また今回、禁煙、敷地内禁煙にしたことによって、町民の方からのクレームというのはなかったものですから、我々としては、敷地内禁煙はマナーからルールに変わったことによって、受け入れられているんじゃないかということであれば、仮設の喫煙場所、分煙とか喫煙ボックスとかいうのも、わざわざ設置する必要はないんじゃないかというふうに考えて

いるところですよ。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 確かに町民からのクレームなり、そういうことがないというのは確かにそうだと思います。

ただ、たばこを吸われる方は声を上げないというか、これはもう仕方ないんだと、もう世の中の流れは、俺は隠れて吸うよというような多分状況だろうと思います。

ただ、それが先ほど言うように、ちょっと形として見えるのが敷地外に出てちょっと吸うことがどうなのかということが、私はちょっと疑問に感じるところでありますし、先ほど言いましたけど、車の中、閉めっぱなしだともくもくしてあれなので多分開けるでしょう。それが果たして敷地外なのかということ、もう一度考えていくと、私は設置するという考えも一つ議論の場に上がってもいいんじゃないかなというようなことを思うわけです。

それでいて、たばこを吸われない方がずっと減って行って、もう大丈夫ですよというような状況というのは、まあ、まだまだちょっと時間かかるのではないかなというようなことも思いますので、ぜひ、ちょっとこれはそういうたばこを吸うことに対して、何かもうタブー視するようなものを見るのではなくて、しっかりとした、これは職員の方も吸われる方いますけど、その方たちに言っているんではありません。

これは住民のサービスとして、あくまでもものとして捉えていただきたい。もちろん休憩時間に吸うというのは、それはもう全然規制されるべきものではないと思いますので、しっかりとした議論を深めていただきたいなというふうに思います。

次に移ります。

中心市街地の活性化対策ということなんですが、先ほど御答弁いただいた中で出てきた平成14年の基本計画というものがございます。

私もこの計画が出たときの記憶をたどると、町は変わっていくんだなというふうに思っていました。それを踏まえて、今後の役場の都市計画マスタープランとか、そういう中で中心市街地活性化基本計画ということが、中心市街地の計画のもとであると出ているんですけどね。

が、しかし、平成14年というのと、もう17年ぐらいたたっているわけで、町の状況も大分変わってきているんだなというふうに思っています。

で、中心市街地の範囲ということで、先ほど町長が述べられた範囲というのが、町の中心市街地の捉え方の範囲だと思います。広いですよ。

この中心市街地活性化プロジェクトとあって、やりながら私難しいなと思ったのは行政側が考える中心市街地と商店街という考え方があります。

我々商店街や商工会が考えていく中心市街地という、このどこかというところの多分ちょっと整理というか、認識が違っているような気がしてきたんですね、話を進める中で。

あくまでもこの活性化プロジェクトというのは、商店街筋を活性化させるというものだった

たはずなんです、議論を進めていく中で、それはこちら側の認識違いなのかもしれませんけども、周辺に人が住ませるようにしてもらいたいとか、先ほど言いましたけど、役場の総合福祉センターはどうなるんだとか、要するに範囲が広く、中心地の発展、中心地が活性化するためには、人が来なくちゃいけないよねという発想からのものです。

そこに対して商売は、そういうことで人が集うと商売は成り立っていきますよという活性化の訴えというのが、我々こちら側からいく活性化策と。

しかし、行政側からすると、この商店街を活性化させるために商店街の人たちはどうしたらいいんですかと、聞くわけですよ。なので、だからさっきから言うように、人を住ませてくださいというこの議論がずっと続いてきて、活性化対策というこの言葉って何か難しいなと正直思ったんです。

なので、中心市街地の活性化はどこで議論をするのかということであったんですが、前回のプロジェクトは、これ産業推進課が担当課になってきました。で、思うんですけども、このまちづくりとなると、私は、これは所管はまちづくり課が中心になるべきじゃないかなとは思っていますが、そこら辺はいかがですかね。

○町長（日高 昭彦君） 今、いろんな思いを語っていただきました。

確かにどこの視点を見て計画をつくるのか、誰に向かって話をするのかで本当にいろんな範囲になってくると思います。

ものだけ見れば産業推進課ですけども、町として捉えればまちづくり課であり、その点は議員が前から言われていたとおり、我々ももう少し前向きに進んでいこうということで、関係各課の中で今プロジェクトを動かしております。

その委員長が副町長でありますので、副町長に詳細を答弁させます。

○副町長（押川 義光君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

現在、それぞれの課でそれぞれいろいろ担当してきたかと思えます。ただ、昨年度からよく思っておりますのは、やはり横断的、課の連携が必要だと。

今の時代に、それぞれの課でそれぞれのことをもちろん担当しておるわけですが、町全体を考えたときには、当然、産業推進課、それからまちづくり課、はたまた教育課も運動公園関係で絡みます。それと建設課、それぞれの部分でハード、ソフト面で絡んでまいりますので、それを横断的に協議をしたいということで、5月中に第1回目の横断的協議ということで、私が中心の座長という形では今ありますが、役場内では協議を始めたところがございます。

先ほど町長答弁にもありましたとおり、役場内の協議とあわせて商工会関係の方々と十分なる協議を進めて、この地域の活性化を目指すべく計画を練ってまいりたいと。

当然、運動公園の活用もあわせてやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（中村 昭人君） そういった視点で協議を重ね始めたということでは歓迎すべきこ

とだと思えます。

要するに議論をスタートするときの、そもそものボタンがかけ違えていたというような状況が、多分この活性化プロジェクトをスタートしたときには、恐らくあったんだろうと思えます。

私、思うんですけど、それは宮大との連携だったりとかを模索したけど、結局それはできなかったと。だったら、結局何を議論すればよかったんだろうというのがちょっと見えてなかったというのが、そもそものスタート地点だったように思います。

横断的に各課をまたいでということは、ぜひそれを本当にやっていただきたいかったということですので、しっかり、国体に向けての運動公園の整備とか、きのうの一般質問等でもありましたし、総合福祉センターという構想もあります。

これは、本当に商店街というのは社会資本だと思いますので、その社会資本をいかに充実させていくかというのは、これは本当に公共施設と言っても私は過言ではないと思うんです。

そこに対して、我々はどう、商店街なり商工会の人たちはどう参画していくかと。参画してその場に座ったときに協議内容が明確であると、明確というか、目指すべき方向が明確であるということ、ぜひ、ちょっと下ならしをしていただきたいというふうに思います。そのための事前協議というのはあるべきだと思いますので、そういう事前協議なりも踏まえて、どういう協議に挑むかというのは、ぜひ、ぜひ、考えていただきたいなというふうに思っております。

商店街側から、先ほど言いましたけど、学校を持ってきてはどうかと。これは、すいません、学校再編は中心市街地のためにあるものではないというのは重々承知しております。学校再編は学校再編で進めるべきだと思いますし、総合福祉センターは総合福祉センターで、本来あるべき姿を模索して、そこに総合福祉センターができ上がるというのが本筋だと、それは思いますけども、しかしながら、連携ということを考えていくと、福祉センターができたから商店街とどう連携させるかということを考えてみると、やはり、じゃあ、その位置だったりとか、アクセスだったりというのはどうするかというのは、同時並行的にやっぱり考えていかなくちゃいけないと思うんです。

一つ、総合福祉センターのことで、通告に出してないからちょっとあれかなと思うんですけども、そこの今の公民館に建てかえとなるということなんですが、商店街と連携をするという計画でありますけれども、どうしても、入り口が狭いと思うんです。連携をさせるというんだったら、人が自然的に流れていくようにすることが大事だと思いますけども、そこら辺の対策等考えていることがあれば、お聞かせいただきたいなとは思いますが。要するに、入り口の狭さ。

○副町長（押川 義光君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

実は、昨年度、私は総務課長の時代に庁舎の敷地管理をしております、北側の入り口が狭いというのは以前から問題となっております。計画を進める中で、議員がおっしゃると

おり、入り口を何とか拡張できないか、北側の、そういう話もございました。それで、内部でいろいろ検討しておるところでございます。

現在の設計段階で今いろいろ協議しております。メインの土地が今の公民館跡地にということやってありますが、その進行状況によりまして、やはり地権者と協議をしていくところかなというふうな思いをしております。

当然、相手方がいらっしゃることでございますので、そこあたりは慎重にやはり我々も協議して、実施設計ができた段階では、ある程度、協議を進めてはまいりたいというふうには考えております。そこは、慎重に取り扱いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（中村 昭人君） おっしゃるとおり、これは、住んでいらっしゃる人がいるということで、その方たちをないがしろにして議論は進められないわけで、これは慎重にやるべきだということだと、私も認識は同じでございます。

ただ、そういう商店街との連携に当たっては、そういうことも考えなくちゃいけないというようなことがありますので、そこは含めて、横断的な協議をしていただきたいなというふうには思います。

あと、商店街側からいろいろ意見が出ないようなこともあったんですけど、これは、私なりの私見も入ってくる部分ではあると思うんですけども、商店街の広さ、600メートルあります。その中で、今お店屋さんがあるんですけども、空き店舗も、あつたりする中で、やはり商店街のエリア分けというのを将来はしていくべきじゃないかなと思います。

2番街というのは、この下のほうなんですけども、2番街でいくと、役場があります、商工会があります、福祉センターもできます、ドームもありますといくと、公共施設が集積しているということでいく2番街の商店街のあり方と、3番街、いわゆる中央公園だったりとか、竹乃屋とかいう、佐藤はきもの店とか、あのあたりは商業施設が集積しておりますし、観光協会も移りましたし、そういう特色を持ったすみ分けをすると。やはり、商業スペース、コミュニティーという部分の見方で整備をしていくと。天龍梅あります。これは、宮崎県の3大梅園と言われているんですが、奥まっけて、なかなかどこにあるのかわからないというようなこともあります。

そういうことも含めて、これは、開発行為も出てくるかと思うんですけども、そういった公園と商店街をいかに隣接させるか、リンクさせるかというような視点での商店街活性化というものを、私は今後考えていくべきであろうと思います。

この600メートルの商店街を今のように将来も維持させようという、なかなか難しいんだろうと思います。そういうすみ分けとかということを考えていくと、ちょっとそういう思いもするんですが。どうでしょうかね、こういう。

○副町長（押川 義光君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

まさしく議員がおっしゃるとおり、そういう計画というのは、そういうものを十分加味し

た上で、計画を練っていくべきだというふうには考えております。

そういうことから、やはり横断的な各課の状況を踏まえた上で、最終的に商工会の方々も参画いただいて協議を進めると、そういうふうに我々としては今考えておりますので、今後大いに協議いただいて、そしてあるべき姿といいますか、目指すべきまちづくりをともに考えてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議員（中村 昭人君） ぜひ、よろしく願いいたします。

そういった場を設けて考えていくということなのですが、あと一つ、プロジェクト委員会をずっと見てきて思ったのが、どこが、これは事務局をどこが持つかとか、主導権をどこが持つかとかいうことなんですけども、ぜひ、このあたりも商工会なりとしっかりと協議をしていただきたいなというふうには思います。

なかなか、一つのことをするに当たっては、事務作業というのも出てきますので、そこは十分いろいろ練っていただきたいなというふうには思いますので、ぜひ、ぜひ、そこらあたりのすり合わせもよろしく願いいたします。

一つお尋ねなんですけど、川南町には長期総合計画というものがありまして、今、第5次長期総合計画の、もう2020年まででしたか、次が第6次長期総合計画ということなんですけど、先ほどから言っている中心市街地の活性化なり、将来的なビジョンというものは、この長期総合計画という中では反映されていくものなんでしょうか。期待されていくものなんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 長期計画というのは、今は町独自に出しなさいと、もともとは国主導で、こういう向こう10年の計画を出しなさいよということで、国も県も町も出しております。今のやつが、平成でいうと32年まで、来年ですか、33年度から新しくなるんですけど、それとは別に地方創生が叫ばれてきまして、総合戦略というのが出てきております。

要するに、大きい長期計画があって、それを具体的に2年程度で実施計画というのをつくるんですけど、その中間に位置するようなものであり、もっと細かくいうと、地方創生交付金を必要であるなら、その計画を出しておきなさいよという言い方はしてきますが、捉え方は一体的に捉えていきます。

結論から言うと、長期総合計画の中に、細かいそういうプロジェクトというのは多分書かない、ほうが動けるのかな、書かないつもりでおりますが、総合戦略、実際に動かす分には、当然出てきますし、先ほども言いました財務の面もありますので、そういうところの委員長は副町長にと思って、これから取り組むつもりであります。

○議員（中村 昭人君） そういった部分でしっかりと方向性を示すということでもありますので、しっかりとそこはお願いをいたします。

それと、最後の後継者対策ということではありますが、実際に6月の定例会で出てきております商工振興費ということで、これは議案質疑にも絡んでくるかなと思うんですけども、町

外で事業を営む者で町内で新たに事業を営む者及び、町内で営んでいる事業を承継する者に対して、導入経費の2分の1を補助するものだと思います。これはこれでしっかりと審議していただきたいと思ひますし、これはもう本当に必要なものだと思ひうに思ひっております。

後継者対策という、実際にもう後継者がいれば、話も、その方をどう跡取りとして呼んでくるかというところにもなるんですけども、実際には後継者、子供さんがいても、もう子供さんには、うちの子には継がせたくないというお店が非常に多いと思ひます。

となると、どうやってそのお店は、これは世の中の経済理論でいくと、必要性のないものは淘汰されていくという、言い方が悪いですけども、経済論でいくとそうだと思いますが、しかし、商店街として機能を持たせる上では、そういった一定程度の商業の集積も必要でありますし、町民にとって必要なお店であれば、私は存続をしていくべきものだと思ひています。

そういうお店であっても、後継者はもう、うちはこのところが実際あるんです。となったときに、じゃあ誰に継がせるかと、これは私ごとに入ってきますけども、第三者承継というものが、今、国とかで推奨している部分もありますし、大きな企業でいくと、本当、買収とか、M&Aというか、そういったものもありますけども、だから、後継者がいるところに対して呼び戻すということと、いないところに対してどうするか。でも、もう、うちはいいと、ここは必要ないよということには、無理くり外から、いや、何とか存続してくださいということも、これはないと思ひうんですけども、でも何かうちのお店はやっぱり残したいなというお店さんはあると思ひうんです。

そういうことに対しての、今後の、私が言うのは、そういうケース・バイ・ケースによつての支援策は、今度構築していかなくちゃいけないんだろうというふうには思ひています。

あと、ここは、事業承継に対する者に対して2分の1を補助するものというふうにあります。例えばお店を貸したい。済みません、時間があれなんで、はしょつていきますけど、第三者承継をして人に貸しますとなったときに、商店街のお店って住居と店舗が一体型になっているんで、必ず何か手を入れなくちゃいけない。トイレは住居スペースにありますということになると、人に貸すということがなかなか困難になってくると思ひますので、そこを補助していくということはもう、これはやるべきことだと思ひうんですが、補助金のあり方としてでいくと、まず自分で借りなくちゃいけない。そこに200万円かかりますとなったときに、後から半分は補助してもらえますけど、まず200万円を用意なくちゃいけない。で、お店をもうやめようか、人に継がせようかってところに、お店さんが、正直200万円そんなお金の余裕があつてやることはないと思ひうんですよね。とすると、金融機関からの借り入れだったりとかと考へてくるんですけども、要するに、10分の10じゃだめなのかという考へ方もあるんですけど、いかがですかね。これ、2分の1という補助金のあり方、補助金として補助するんだからそりゃ半分だろうということもわかりますけども、10分の10という補助金の

あり方というのは検討にならないもんなんですか。

○副町長（押川 義光君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

我々の財源というのは、やはり貴重な皆様方からの税金でございます。その中で、100%というのは、これはなかなかやっぱり厳しいのではないかなど。ただ、今回農業関係で、国・県合わせて8割になるというものがございます。もちろん農協も負担されて8割というのはございます。ですから、そういうようないろんなことができないかと、というのは考えますが、100%というのは、やっぱり我々執行側からは、町民の御理解も厳しいというふうには考えております。

○議員（中村 昭人君） 補助金という性質からすると、今おっしゃるようなことだと私もそりゃ思いますが、考え方として、どこを補助するかというと、今、国も持続化補助金とか、IT導入補助金、ものづくり補助金、事業所承継に係る補助金、これいろんな補助金があります。ただ、補助金は重複支給というのはこれはできない、それから、町が出して国が出しているもの、どっちもできないというのはありますしと考えると、じゃ、国も全額ではないんですけども、じゃ2分の1に対して、その残りの2分の1の半分を町が補助しますよと、こういったものってどうですか。

○副町長（押川 義光君） 中村議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほど、事例を申しましたが、それがまさしくそのような形と似たようなものだ、まさしく一緒ではございませんが、そういう形はあり得るのかなとは考えておりますが、いずれにしても、それでも100%は厳しいと考えております。

○議員（中村 昭人君） わかりました。

補助金のあり方ですが、もう一つ思うのは、農業に対する後継者対策として支給するというものがありますよね。3年間で50万円、後継者対策。これは、いわば10分の10というか50万。50万に対して自己負担はないわけですよ。これ、町単費でやっていますけども、後継者対策で同じだと思うんですよ、産業を後継するというのは、承継するというのは。となると、なぜその考え方が商業ベースでいくとないのかなというのが、私は思っているところがありますが、いかがですか。

○副町長（押川 義光君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

農業後継者あたりに、直接、町費として50万という算定をしております。ただ、これにつきましては、やはり、後継者として当然、現在の規模だけでやれるという形ではございませんので、そのあたりを加味したときに、総体を考えたときにはやはり経営の中の2分の1以下であると、2分の1にもならないというふうな考え方でございます。ですから、あれ自体が100%補助という感覚では、私どもは捉えておりません。

以上でございます。

○議員（中村 昭人君） 確かに、50万円ですり足りることはそりゃないわけで、ただ、50万円を支給していただけるちゅうのは、これは本当にありがたいことだと思うし、その成果も

出て、今農業関係では後継者も非常にふえて、特に山本地区なんて行くと、えらい野球チームで若い子がふえたなどやっぱり思うんですよ。そういった背景も私はある、十分にあるとは思っております。

そういう支援の仕方というの、やっぱり今後はいろいろちょっと対策を練っていただいて、考えていただきたいというような私の思いでありますし、これは商売をされている方もそうおっしゃいますので、ぜひちょっとそういった部分も含めて、後継者対策支援の仕方は協議をしていただきたいなというふうに思います。

商店街活性化は、人がたくさん歩いているとか、お店が繁盛していることだけが商店街活性化ではないはずです。くつろげる広場があったり、コミュニティー施設があって人が集まり、そこに子育て施設や公共施設がある。こういった人が集うものも活性化だというふうに思いますし、いろんな研修、先生方の話を聞くと、まさしくそういうことをおっしゃります。商店街は豊かに暮らす上で欠かせない社会資本でありますので、この先10年、20年、30年先も商店街が人々にとって必要とされるよう、我々もしっかりと詰めていきますし、私も議会人としてしっかりと務めを果たしていきます。ぜひとも、皆さんで協力し合ってまちづくりをと思っております。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、河野禎明君に発言を許します。

○議員（河野 禎明君） 通告書に従って、質問させていただきます。

5月の文教産業委員の視察で、来年4月オープン予定の地域活性化拠点施設、これ略してパーキングの店と言いたいんですが、そのパーキングの店に行きましたが、少し悪臭がありました。後日、パーキングで営業している店主に聞くと、年に数回は近くにまく鶏ふんのおいがきつくて、来店者が 車からおりた人ですね 手で鼻を覆って買い物をされることがあったそうです。このパーキングの店は、県外客、それから観光バス、そして観光バスで外国人も来る特別な店だと思うんです。このにおいのことで担当者に聞きました。パーキングの周辺は市街化区域ではないので、規制はできないとのことでした。このままでは、川南の印象が臭いとの評判になりかねません。町長にこのパーキング周辺の環境整備（におい、美観対策）をお伺いします。

次に、ふるさと納税、国の指導後の寄附額の見込み、これの現状をお知らせいただきたいと思えます。

そして次に、特産品を早急につくるための加工場建設、商品開発チームの結成、これもよろしくお願ひしたいと思えます。

あとは質問席に移りますので、よろしくお願ひいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

パーキングの店ということで表現をしていただきましたが、表現の仕方はどうでもいいですけれど、やはりきのうから続いております一般質問の中で、この施設の重要性、単に物を売

るのではなくて、町として情報発信もするし、町の産業を育成する大事な施設であるというふうに捉えております。そこに、やはりにおいがあるというのは、昨日もやっぱりこういうふうに悪臭ということで質問をいただきました。本当に切実というか、我が町の課題であるし、当然責任者は私でありますから、それはできることを精いっぱいやるのが私の務めであると覚悟しております。それにできる手当てが議員の言われる景観をよくするとか、花を植えるとか、そういうのは本当に一つ一つ細かくやっていくし、においに対してはそれぞれまた担当課が粘り強くやるしかないんですが、最終的には意識を変えていただく、物理的に可能なことは物理的にも対処したいと思っております。

必要なことは、またそのときに担当課から答弁をさせます。全体としてはそういうことで、意気込みは本当にあるつもりであります。

それから、ふるさと納税についての質問でございますが、御承知のとおり、国のほうがルールを明確にしてきたということがございまして、我が町も、28年度、3年前から10億円を超えて11億、12億ぐらいで推移をしておりましたので、昨年、目標を15億ということでさせていただきました。しかしながら、11月以降、返礼品の割合を3割以下ということで明確にしたところ、失礼な言い方ですが、それでも数やったところがありましたので、明らかにそっちに集中したと思われませんが、我が町としては、前年度の11月以降は40%以下に落ち込み、トータルとしては9億円弱ということになったのが現状であります。

今後、財源として非常に貴重であるし、かつ地場産業の支援をする、これから発展をするために、また、しっかりとルールの中で立ち上げていきます。そして、今年度は10億円という形でそれら目標を設定させていただいております。また今後、必要な都度、また担当に答弁をさせます。

最後に、新しい商品の開発ということですが、当然物を売るときに、議員がいろいろ自分でもやられているのは我々も承知しております。いろんなところで努力をして、新しいものにチャレンジするというのは、本当に大事なことだと思います。現在は、例えば町内にいらっしゃる、そういう施設を持っている香川ランチさんとか、押川ケーキ屋さんとか、そんなところをお願いしているのが現状ではあります。今後、そのパーキングのお店と言われましたけど、その中にテストキッチン、試作品のできるものは今後取り組むつもりであります。建設を計画したいと考えております。

○議員（河野 禎明君） パーキングの店周辺、結構畑が多いんですよ。で、今何もない。ちょっと材木がいっぱい積んであるところもあります。ここを、例えば町が借り上げるか、買い取る、長期的に。そしてここに、コスモス畑だ、菜の花植えたり、ヒマワリを植えたり、特にしてほしいのが、芝生と河津桜。今、川南は花見をするところがないような状態なんです。ちょっと都農、高鍋、にぎやかなんだけど、ちょっと寂しいんですよ。もしかすると、この広い畑を借りて河津桜を100本か200本植えると、何年後かは日本で2番目ぐらいの早い花見、これをするのが可能です。これはもちろんテレビ局も来るでしょうし、いろいろ話

題になると思います。

そして、今パーキングではドッグランコーナーというのが 　ただ、食べ物とかお土産だけじゃなくて、ああいうパーキングの高速のサービスエリアなんかもそうですけど、自動車の中にはペット、ワンちゃんを乗せている方が多いんです。その方たちが長時間、1時間か2時間運転して、川南のパーキングにとまります。すると、ワンちゃんをどこかでちょっと運動させたり、ちょっと排泄物のこともあります、その処理もしたいと思います。すると、今の計画ではドッグランができないんです、パーキングで、あそこのお店でですね。と、この周辺の土地を借りることでドッグランの、特徴のあるドッグランコーナー、これはできると思います。だいぶ特徴がないとだめです。ちょっとよそから評判になるくらいのドッグランコーナー、これをつくっていただけるといいと思います。このことを町長に御返答お願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） いろんなアイデアをありがとうございました。やはり、さまざまな思いがあって、町を活性化させたいという思いは我々も同じもんだとっております。法律上のことを言いますと、町が農地を保有することはできませんので、何らかの方策は今後考えるべきであると思います。いろんな具体的な計画でしたので、詳細は担当課に答弁をさせます。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 河野議員の御質疑にお答えをいたしたいと思います。

ドッグランにつきましては、当初はそういったアイデアがありまして、建設の計画の中でも議論があったと聞いておりますが、買収しました敷地等の関係で建設されます施設が大幅な面積をとってしまいまして、ドッグランの建設は断念したところでございます。しかしながら、周辺の農地を借りたり、保有したりしてできるのではないかとということでございますが、先ほど、町長の答弁にございましたとおり、町は農地法の関係で保有することができませんので、また担当課等と農業委員会等とも協議をして検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。次は、10時15分から始めます。

午前10時05分休憩

.....
午前10時15分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（河野 禎明君） 先ほど農地が保有できないということですが、農地転用とかの転用化すれば、可能だということがあるんじゃないんでしょうか。

これは担当者の方をお願いします。

○農地課長（三好 益夫君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

農地転用が可能かどうか。農地転用すれば可能じゃないかということで御質問ですけど、こちらの地域がまず農業振興地域整備計画におきまして、農用地という区域になっております。これは農業を主に振興していく地域ということで、計画の指定がされております。

その上で、こちらのほう農地となっており、農地の転用に関しましては宮崎県のほうが許可権者になってるんですけど、こちらのほうも農地としては第一種農地とって、一番優良な農地に指定されております。現時点で言うと、転用する手続をとるためには相当の時間がかかるような状況になっております。

以上です。

○議員（河野 禎明君） 幾ら時間がかかっても、ここの場所は大事なんです。今、川南にはこれといった観光地がないんです。ここにパーキングを起点に観光公園をつくれればいいんです。そうしないと、ここのせっかくパーキングというものがありながら、ただ高速の人がとまるだけ、それでは困るんです。地元のお客様も当然来ます。それで、あの周囲でやはり花見があったり、その時期時期の花が咲いたり、明らかに皆さんが憩いの場としても見てくれる。

県外の方は川南はこりゃすごいなと、そう言われるような長期的にしたほうがいいんじゃないんですか。町長いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 長期的な視点ということでございますが、長期的でも短期的でもやはり町をよくするという事は常に考えていくべきでありますので、いろんな方、アイデアを参考にさせていただきたいと思っております。

○議員（河野 禎明君） 土地のことはお願いしておきます。

パーキングの店で一番売れるのは、そのときの手どりの旬の果物です。これは私たちが県外に行っても、やはりそこのとれたての果物があると行って、どっか知り合い、友達、親戚にイチゴだと例えば3箱か4箱買って届けます。ただ、そういう果物をイチゴ、スイートコーンも果物に入れていかどうかわからんけど売れます。その中でハウスマカン、梨、ブドウらが少し生産量が少ないんじゃないかと思うんです。ここは今度パーキングという店は大変な売り上げの可能性のある店なんです。

そして、生産直売です。普通高速の店では生産直売の店というのはいないんです。サービスエリアなんかでも少ないです。ここは川南はそれができるんです。生産者が朝とれたてのイチゴならイチゴを持ってきてどんどん出せれるわけですね。だからこの梨、ブドウ、ハウスマカンほかにもポンカンもあります。ポンカンも1軒しかないですね、生産者が。あと、キウイもないですね。こういうパーキングができた以上は、その一番評判になる果物、これをつくるその生産者、ここが後継者がいなくて生産量がふやせないという問題が起きています。

ここに何か野菜とか、さっきのトレーニングのあれがありましたけど、果物のほうの後継者とかその補助とかが余り話に出てこなかったんですが、町長、ここ辺はいかがでしょう

か。

○町長（日高 昭彦君） パーキングで旬の果物が売れるという御提案は本当にしっかりと受けとめたいと思いますが、何でその補助事業ないかという前に、現に川南町で果樹農家がそういう要望をしていないというのが現状としてあります。

今後はただ、長期的な農地プランを含めて、ある程度計画を持って、このゾーンはこれをつくる、そういうゾーニングとも呼びますが、そういう意味はこれから必要になってくるかとは思っております。

○議員（河野 禎明君） 次は、ふるさと納税のことでちょっとお伺いしたいと思います。

町長はふるさと納税の落ち込みは11月ごろにわかったんでしょうか。いつごろ知ったんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほど答弁させていただきましたけど、法律が変わったわけではなく、ルールを明確に指示をされて、時期としては11月ごろですから、我々として一番、失礼な言い方ですけど、稼ぎどきである年末を迎えてかなり落ち込んだのは事実であります。

○議員（河野 禎明君） その落ち込みの事実を町長が聞いたときに、そのふるさと納税の回復に何か対策をされましたか。お願いします。

○町長（日高 昭彦君） お答えします。

当然対策は打ちますし、もともとふるさと納税は何のためにしているかということで、ただ売り上げを伸ばすためであれば、還元率を上げればいいことですから、じゃあ手取りはどんどん減っていくという。

我々としては、地場産品を動かしながら経済を活性化させながら、また財源としての意味も持っておりますので、当然担当課も含めていろんな検討はさせていただいております。

○議員（河野 禎明君） ちょっと今のじゃなくて、30%ということが国から通達があったわけなんです。だから、その30%以内で町はふるさと納税をどうやって回復するか、そのことの話し合いがなかったらおかしいんです。話し合いがなかったんですか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほど申しましたとおり、当然検討はしておりますし、先ほど言いましたけど、残念ながら30%という指示が来たにもかかわらず、それを守らない地区が全国に多数ありました。そちら側に、守った地区は結果としては流れたというのが現実であります。

細かいことは担当課長に説明させます。

○会計課長（岩切 拓也君） 河野議員の御質問にお答えします。

11月に返礼品の割合を3割にしたときに落ち込むことは当然予想されました。結果的に、それが4割以下ということになったんですけど、今年度6月からはふるさと納税は一応総務省の指定制度になっております。で、一応指定を受けて、6月、ほぼ全体の自治体が返礼品の割合を3割以下に見直して、今やっているところであります。

その中で、当然誇大な広告とかいうことがもうできなくなっておりますので、担当課とし

ましては、事業者の皆さんと協議しながら選ばれる特産品を今つくっているところでありませぬ。

以上です。

○議員（河野 禎明君） ふるさと納税は数億という単位でお金が動きます。町の財政にも非常に助かります。

そして、この30%というあれが出た関係で、各市町村もみんな困っている状況なんです。ところが、考えるとこれをチャンスにすることができると思うんです。

それはものをつくるということです。川南には今ものづくりを今まで余りしてこなかったんですね。する必要があんまりなかったんです。売るところがなかったんです。だけど、今度はパーキングもあります。だから、ふるさと納税の回復にもおいしいものを、安くておいしいものをつくらないといけないと思います。

今までの業者が提出したのをただ受け取ればいいとかいうもんじゃなくて、今度テストキッチンというのができますが、それもいいことだと思います。その中で商品開発、それをさせていただいて、やはり川南町の特産品、これをつくって、そうするとそれをパーキングで来年から売ることができます。

その売るときにパンフレット、ふるさと納税のパンフレットやらを一緒に添付して渡すと、当然県外のお客さんが買う人が多いから、県外に宣伝、販売するということになります。その中からそれを、お土産をもらった人、食べた人がおいしいとなると、それがふるさと納税で入ってきたりネットで注文が来たりというふうに、売り上げの非常に川南に貢献することになると思います。

そこで、町長にお聞きしたいんですけど、考えるものづくりで必要なことは何とってらっしゃいますでしょうか。ものづくりで必要なことは。

○町長（日高 昭彦君） ものづくり、いろんなものがあると思いますが、今いうふるさと納税のものづくりという視点でよろしいんですか。

まずは、今あるものをどう生かすか。価値を上げるかということだと思いますが、議員の言われるようにフルーツがない町であるのであれば、それがかつこれから将来有望であるのであれば、その計画も進んでいくであろうし、一番何が大事ですかと言ったら、私は情熱だと思っております。

○議員（河野 禎明君） 情熱は大事ですね。

私は町民のアイデア、たくさん生産者にことしになってからお会いしました。いろいろな話も聞きました。このパーキングの話もしました。皆さんがいろいろなアイデアを持っています。だから、そういう生産者たちのアイデアを、町民のアイデアを募集して、その中からいいものは商品化し、そしてその方にはまたプレゼントのお返しもしたりして、どんどん新しい商品、それをつくることが大事だと思います。

それともう一つ、情報というものが大事だと思います。これは町内の事業者で現に外国に

輸出したり、東京・大阪で一生懸命販売をしている業者がもう既にいます。その方たちは大変な情報を持っています。これは私たちが川南におたつてさっぱりわからんようなことなんです。やはり現場でそういう経験をした業者の方の情報、これをどうか取り入れて、このものづくりに生かしたいと思います。

パーキングの店では、果物の次にやはりお土産品、これも大変重要です。現在の町内の業者でお土産品を依頼すると、ほとんど私たちが期待するようなものができます。一部ちょっとちやんと町外の業者にお土産品を委託加工みたいなすればいいかなという話もちょっと聞いたことがあるんですけど、それはうわさだと思います。私は町内の業者があそこのパーキングの店へ、ふるさと納税でも一緒ですけど、お土産品、特産品、ほとんどもうつくってほしいんです。それも町内の材料が何ぼでもあります。それで作っていただくことをお願いしたいと思います。

だいぶ話しましたら大体終わりましたけど、ほかの質問は議長、よくないんでしょうか。

○議長（河野 浩一君） 通告書に従って行ってください。

○議員（河野 禎明君） では、この件でいいです。

私たちが今から特産品をつくったとします。これは私はもう目標を高く持ちたいと思います。これはもう国内ではもちろん、輸出も目標にしたいと思います。だから、そこでこのテストキッチンというのが大きな働きを持つと思います。スタッフにはそれなりの人を用意して、将来は加工場建設をぜひお願いしたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 将来に対する希望を本当に力強く語っていただきました。ありがとうございます。当然時間はかかるかもしれませんが。

例えば、加工場がコストがかかるというのであれば、それ以上にもうかる仕組みを考える、それ以上に大きな計画を立てるということであれば可能であるし、それは時間とコストの絡みだと思いますが、今まで言われるように、日本だけでなく海外を相手にされている農家も生産者も現にいらっしゃいますので、しっかりとそういうことも踏まえて今後も取り組んでいきたいと思えます。

○議員（河野 禎明君） 川南で今一番必要なことは、毎日必死で頑張っている町民の声を聞くことです。人間一人でそんなにアイデアは出ません。みんなで話し合えば必ずよいアイデアが出ます。それを取り上げ実行するのがトップの役割でないでしょうか。

町長は財政を健全化し立派な城を築きました。次は攻めることも必要だと思います。私たち川南町民はよそに行って、川南町長はすごいと言われるように、町長にちょっと頑張ってもらいたいんです。町長はそれだけの素質はあります。

最後に、それだけお願いして終わりたいと思います。

○議長（河野 浩一君） 答弁はよろしいですか。

○議員（河野 禎明君） いいです。

○議長（河野 浩一君） はい。

次に、竹本修君に発言を許します。

○議員（竹本 修君） 通告に従い、町政運営方針について質問をいたします。

町長は、2期8年間の実績を踏まえて、このたびの町民の選択により、3期目の町政運営について、令和元年6月議会で所信を述べられました。町政運営方針として、人づくりから始まり、保育所の整備、農業施設への強化事業、口蹄疫からの復興対策事業、また、新しい農業担い手確保、漁業者に対しての支援事業等と、取り組もうと掲げられ、観光費として地域活性化拠点施設の充実、道路の整備、運動公園の施設の充実、災害等への配慮、健康づくり等施策の目標3つを設け、最後に人口減少対策を掲げられています。私には、この町政運営方針について、事業の受け皿である町民の組織である自治公民館への町行政としての指導、取り組みが見えないものがございます。

自治公民館制度が発足して5年たちましたが、町自治公民館、振興班とのつながる姿がないのでは、また、個人解消は進んでいるのか、今後の自治活動として、町はどのように指導されていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

詳細につきましては、質問席から行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

自治公民館制度ということでございます。昨日も、何人も質問をいただきました。それだけ、それぞれの思いが強いのであろうと思います。議員も地域の中で、いろんな活動をされながら、きょう現在、至っているわけですから、特に、その思いも人一倍だろうと思っております。その中で、町民の皆様から、本当にこう、お叱りという言葉に近い言葉を受けます。

それは、やはり距離が遠くなったというのは、本当に、言われるんでありますが、きのうも答弁させていただきました。自治公民館と振興班の間に、もともとの分館があったんだから、それが必要だという声は、やっぱりその必要であるものは、またつくり直せばいいと思いますし、そのやり方に、町がもうちょっと積極的に入ったほうがいいんじゃないかという声も聞きました。あえて、これまでは、住民から、みずから動く姿勢が出るまではあえて動くなという指示が、私が出しておりましたので、職員としても、あえてそうしたんだろうと思いますが、これからは進んでいろんなことに向き合って、まず相談してもらう、それから一緒に考えるという姿勢は、これからは強く持っていきたいと思っております。

それから、失礼な話、個人という言葉が言われたんですが、我々としては、自治公民館制度ができて以来、町民は全ての自治公民館に属する、つまり、振興班に対する未加入者はいるけど、個人はいないというつもりではいるんです。

ただ、本当にこう、個人という言葉は従来から言われておりますので、用語的には振興班未加入者という扱いを、私としては、しているところでございます。

○議員（竹本 修君） ありがとうございます。

先ほど、町長のほうからいろんな御意見等言われましたけど、今回の質問におきましては、

質問者におきましては、ここの自治公民館につきましての意見等が多くありました。それらをたどってみますと、先ほど、個人はないんだということですが、確かに自治で含まれている、全体的にはですね、しかし、連絡事項というものになると、そこは、欠けているのが現状でございます。

現在、世帯数でいくと、約6,500、それから、こういった個人を取り上げてみますと、そのうちの2,500とか言われます。

そういうことで、昨日も地域づくりの大会等を引き出して、参加者のことを言われましたけど、しかし、現実には、確かにその人たちには連絡は行ってないし、そういった形の中の、こういった実績というものは上がってきていません。

現に、この前から統一選挙におきまして、同僚議員から言われましたように、この地域の中では最低の投票率、それからまた、いろんな会議におきまして減少傾向であるというふうに思っております。

一つ例を挙げてみますと、5月の12日ですかね、川南町の地域づくり大会がございました。その中におきましての昨日の答弁におきましては、3年前は、振興班長は95名いましたけど、今回は72名。現実的にどんどん少なくなっている。それは、何が原因だろうというふうに感じられますかね。

○町長（日高 昭彦君） いろんなところで、本当に参加率が悪いというのは、非常に重要な問題であるかと思っております。

特に、投票率もであるし、失礼な言い方になるかもしれませんが、例えば、今の若い人が、若い世帯が、参加が低いという言われ方も時々されますが、実は、例えば長寿会においても、参加者の率が非常に低くなっている、つまり、社会全体に何かそういうのがあるのかなという気もしております。

川南町の中で、投票率に関しては、県議選の投票率は普通なんですけど、町議、町長選は低くなります。それはもう、特定の地区が行かないという現状があるんですが、そういう言いわけを含めて、やっぱりこう、いろんな形で参加できる形を模索するのは、我々の務めだと思っております。原因を明確に出せないのが現状なんですけど、でも、一つ一つがやっぱり向き合って、参加したくなるような——よく言われるんですけど、参加したくなるような企画にするしかないと思っております。

もう一つは、もうロコミで、失礼ですけど、強制的でも行くわという形を、雰囲気をつくっていくしかないんだろうと考えております。

○議員（竹本 修君） 先ほどの世帯数の個人——個人というか、ここの世帯数の差を、私は申し上げたんですが、それらのこう、基本的に考えてみますと、やはり、そこがどうしても改善しなくてはいけない道じゃないかなというような気がしております。といいますのも、町長は、移住者は川南は、宮崎県内では1番だという話なんですけど、移住者に対しての受け皿というものは、100%できているんでしょうかね。

○町長（日高 昭彦君） 振興班加入ということですが、持ち家取得、そういう事業を使う人に関しては、それは条件にしておりますが、事業を使わずに、言えば個人の意思で川南にいられた人については、条件づけとしてはやっていないですね。まあ、でも、今、言われるように、個々の人たちとどうやって地域の連携をとっていくかというのは、これから防災、いろんな意味も含めて非常に大事な要素であるというのは考えております。

○議員（竹本 修君） 一つ考えていただきたいのは、個人という言い方は、ちょっと言葉としておかしいんですが、しかし、振興班に入っていない方が、やはり、リフォームじゃないけど、そういった形の申請をして、地域内の加入者じゃないと該当しませんよという項目が、この中でありますよね。それらをこう考えると、先ほど言われました移住者に対しての考え方と、若干違ってきているのかなというような気がするんですが、いかがですかね。

○町長（日高 昭彦君） 考えは基本的に同じなんですけど、だから、そういう事業を使う人には、強制的にそれは条件としてお願いできますが、個人の自由でいられた方については、お願いはしますが、制度資金を使わないのであれば条件づけはできないという言い方をしたつもりですが、あとは、担当課課長に現場の話は、また必要なときに答えてもらいます。

○議員（竹本 修君） 一つ例を挙げてみますと、子育て世帯の住宅取得を支援という事業がございます。その中におきまして、年齢合わせて、夫婦合わせての年齢ごとに、そういった助成等もございます。

しかし、この説明の中には載っていませんが、条件として地域の振興班の加入とか、いろんな小さなことまで、まあ極端なこと言いますと、税金は未納がないこととか、いろんな形がございますよね。

ですから、その分についての考え方というものもですが、ある程度ぴしゃっとした統一をしていかないと、ちょっとおかしくなるんじゃないかというふうに思います。

私が聞いたところによりますと、ですから、私は該当しませんので申し込みはしませんでしたという話をされたんですが、そういうとこの整理は、今後、する必要があるんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 議員の言われることは、本当にこう、十分理解しているつもりではありますが、先ほど答弁した、ちょっと言い方変えるかもしれませんが、まずは、ある一定の規模の自治体、組織を維持するためには人口が必要であるというのは、皆さん統一していると思います。

まずは、人口をふやすということで、結果的に人口はふえているわけではないんですが、転入ケースからして、社会増は、今、見えてきたということの中で、今後、地域でその人たちに活動していただく、一緒になって地域として動いていただくためには振興班加入であり、そういうことは、これからは当然進めていくつもりであります。

○議員（竹本 修君） そうでなければ、今、自治公民館制度をつくって6年目を迎えておりますが、私も、このたびは振興班長ということで、今、多賀地区の役員会等に出席をさ

せていただいておりますが、その中におきまして、やはり加入というものは、絶対条件の中の会議なんですよ、振興班の班長会の役員会、そういった形につきましては。

しかし、そういったことであるためには、この、先ほど言いました移住者に対する配慮といいますか、そういった形があるような感じもしまして、そこ辺がちょっと矛盾しているなというような気がしています。先ほどから、こういった地域におきましては、その中のそういった整理をしていかなければ、やはり公民館制度というものは、私は成り立たないというふうに思うんですが、いかがですかね。

○まちづくり課長（山本 博君） 竹本議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、地域の中で潤うためには、やはり振興班に転入してきた方っていうのが入っていただいて盛り上げていただくというのが、非常に重要だというふうに考えています。ですが、本町としましても、転入して来られる方につきましては、政策的誘導ということで、振興班加入を条件にしているところであります。

補助事業を使わない方につきましては、普通に転入してきた方というのは、振興班にぜひ入っていただきたいんですが、これはあくまで任意でありますので、本人が振興班には入りたくないということであれば、そこは強制するのは、なかなか難しいかなあというふうに考えております。

以上です。

○議員（竹本 修君） 先ほどから申し上げていますが、いろんな会議の出席、そういった形におきましては、そこを整理していかなければ、やはりだめだろうと思ひまして、こういう問題提起といいますか、個人解消とかそういった形を上げているわけですが、しかし、それらを解決するためにはどうしたらいいかというのが、昨日からの同僚議員の質問の中でもありましたように、やはり公民館制度そのものの組織、そういったものの考え方を上げなければということで、多賀地区の自治会におきましては、今、振興班が30個ぐらいあります。その中におきまして、通常20個ぐらいの出席ですね。そこが100%になれば、物すごく活動するんじゃないかということで、いろんな会議等になってはいますが、一応その中におきまして、せんだって、私はこの中の質問したときに、振興班長の手当につきましては、町から独自に振興班の活動——活動というか、まあ仕事によりましての戸数等の割合で、助成金といいますか、振興班長の中で配分があるわけですが、しかし、館長の中におきましては——自治会ですね——におきましては、手当は1円もないわけですね、班長とのつながりが。

そういうことで、この多賀地区につきましては、ほんの茶菓子代ちゅうことで、1回の出席につき、一定500円の活動費を、今度予算化をしておるわけですが。

どうかして、やはり、班長と館長との接点を設けたいということで、そういった活動——この7月にも役員研修があるわけですが、そういった中の行動というものを、ともにやっていきたいということで、自治会の予算の中から、そういった活動をうたっているわけですが、どうしてもその活動の、自治会の中の活動として盛り上げるためには、そういった

役員体制といいますか、そういったものが必要ではなかろうかと思うんですが、それらを鑑みて、これからの町の行政の指導としては、どういうふうを考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○まちづくり課長（山本 博君） 竹本議員の御質問にお答えいたします。

この振興班長と自治公民館長の関係であります。やはり振興班長というのは、自治公民館の中の構成メンバーの中の一つであるというふうに認識をしております。

ですから、そういう位置づけで振興班長も自治会の中で活動をしていただきたいというふうに考えておりますが、そういう振興班長の手当なりというものは、自治公民館の中、その予算の範囲の中で、活動費なりそういったものは、対応したほうがいいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議員（竹本 修君） ありがとうございます。

せめて、何かを求めて改善していかなければというのがございます。

そういうことで、言葉の表現としては悪かったんですが、個人の解消問題とか、いろんな自治会への活動ということで、お伺いをしているわけですが、一つ、私は今回の運営方針で考えましたのは、やはり先ほどから、たしか問題提起もされているというような気がします。一つの事業じゃ成り立たないと、関連する事業については、やはりそういった、関連化じゃないけど、そういったものの協議がなされていかなければ効果は出てこない、それらを考えますと、いろんな、こういう人づくりのイベントから、今度は福祉大会とか、いろんな大会、イベント等がございまして。そういったもののつながりというものは、やはりその課だけに終わることなく、組織だけに終わることなく、いろんな場所で——うちで申し上げれば、多賀地区の役員会におきましては、今度福祉大会がありますからという流し方をします。

ですから、場所場所によって、せんだってそういった方の指導、1回よりも2回、2回よりも3回というのは、その発想のもとでやっていただきたい。そうして考えますと、いろんな、川南には組織がございまして。先ほど、ふるさと納税じゃございませんけど、私は議長をさせていただいたときに、やはり近畿会、東京会、それから東海会、いろんな形で町民の出身者でつくる、そういった会議——会議といいますか、総会等に招かれて行きましたけど、やはり、そういったもののつながりを持つことによって、ふるさと納税じゃないけど、そういったものを発想といいますか、出てくるやに思います。

もう一つ考えてほしいのは、私は、そのときに前教育長とは、ちょっと話してみたんですが、やはり成功者もいらっしゃいます。いろんな形でですね。その人を招いて、じゃあ実績ある川南出身者というものを招いて、やはり成人式なりいろんな大会の中で、そういったものも必要じゃないかなあという……。時間は小一時間とか、そういうことは必要ないと思います。そういう方がいらっしゃいますという紹介でも、やっていただければというふうに思います。なかなか、いろんな組織を利用してやるということが、私は欠けているように思う

んですね。

と言いますのも、このたびの選挙におきまして、4つほど私も公約を上げておりましたけど、いろんな場所でその街宣等もやらせていただきましたけど、その反応として、やはり2つ、3つ交えた事業をやってほしいという、連携をした形をやってほしいということが、電話等でございました。やはり、反応としてはあるんじゃないかというふうに思います。

そういうことも踏まえて、今後もやっていただきたいと思いますが、先ほども言いますように組織とのつながり、それから、ふるさと納税じゃございませんけど、いろんな形での今後の活動につきまして、先ほど、運営方針の中で、町長もいろんな形で述べられておりますが、それらを発揮するためには、ぜひとも参考にさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうかね。

○町長（日高 昭彦君） さまざまな思いを伝えていただきまして、本当にありがとうございました。

本当にこう、言われるとおおり、やっぱり最終的につながり、人とのつながりであろうかと思えます。来月には東海川南会に、また行ってきますけど、本当にこう議員も行かれたときに感じると思うんですが、離れて住んでる人ほど、そういう人こそ、本当にこう、ふるさとを大切に思っている、だから頑張ってるねというエールをいつも送ってもらえます。成功者の招いてのお話だったり、本当にいろんなことを、チャンスというか、先ほどの議員からも、アイデアはたくさんあるんだと、町民いろいろ持っているから、それをしっかりしなさいということだったと思えます。

よく、子供たちは将来に対する宝だと言います。宝を財産と読みかえたときに、まあ、お金を持っている人は金持ちと言うかもしれませんが、人を持っている人は人持ちであるし、そういうつながりを持てるような社会も目指したいし、そういう川南町でありたいという思いはずっとあります。

○議員（竹本 修君） 長々と自分の思っていることをしゃべりましたが、いろんなことを参考にしながら、町政運営方針の事業を推進していただきたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。11時10分から再開します。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第2「議案第30号川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めるについて」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第30号の川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めるについての中で、川南町地域活性化拠点施設使用料についてお尋ねします。

使用料については、県内の同様の施設の使用料を参考にして表のとおり指定しますとありますが、こう見ますと、例えば地場製品の販売施設については当該月の売上高に100分の10を乗じた額とあります。商売をする上ではもうからないとできないと思うんですが、この売上高というのは自分から申請した売上高なんですか。どこが決めるんでしょうか。伺います。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 内藤議員の御質疑にお答えをいたします。

販売管理につきましては、ポストシステムを入れまして、収集的に管理いたしまして、1カ月当たりの売り上げを把握するというふうに考えております。

○議員（内藤 逸子君） 商売にならなければ借りないとは思いますが、せっかくするというで公明正大にされるとは思いますが、点検というのをされてこうしていくのかなというのがわかりづらいので、それを質問しました。

それと、あと拠点施設に特別の設備を設置し、または、10条なんかでは、特別の器具を使用したら、あらかじめ町長の許可を受けなければならないとか、11条では、町長の承認を得なければならないとか、町長が必要と認めるときはとかいう項目が多いようにあるんですよ。一々町長にそんなのを伺って許可をもらってするという事なんですか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 内藤議員の御質疑にお答えをいたします。

条例に規定をしておりますとおり、それらの項目につきましては、町長の承認、相談を必要とするということでございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（谷村 裕二君） 議案第30号川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めるについてですが、第2条に地場産品という文言、2行目になりますか、地場産品の販売及び地域情報等の発信というのが出てきます。それから第4条の1に地場産品等の販売施設、それから第5条の2に地場産品等の販売、飲食品の提供という文言が出てまいりますが、補足説明では、第4条の1地場産品等販売施設という補足説明で地場産の野菜や魚介類、それから、地場産品を使った商品等という説明でありました。それから、2では飲食販売施設、ソフトドリンク、麺類、定食等を販売する施設、ここは地場産という言葉は入っておりません。それから、テイクアウト商品販売施設、ここでは地場産品を使用したソフトクリーム、からあげ等のテイクアウト商品をいいます。というふうに補足説明がございました。この補足説明であれば、他の自治体の商品、他の自治体で生産された物の加工品はだめだということで理解をしてよろしいのでしょうか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 谷村議員の御質疑にお答えをいたします。

現在、理想としておりますのは、町内の地場産品の野菜ですとか魚介類ですとか、それら

を使用して開発した商品を販売したいというふうを考えておるんですが、実際のところ、町内の商品だけでは販売施設のスペースを賄えないというふうを考えております。それで、一部の品物につきましては、町外の品物が入る可能性があると考えております。

以上です。

○議員（谷村 裕二君） それでは、他の自治体でとれる生産されるものを使った加工品、例えばこの辺でいえば、美々津でとれたチリメンジャコを使った川南町のふりかけというもの、「オーケー」という判断でよろしいのでしょうか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） すみません、この条例が今回の議会で可決・承認されましたら、附則の第2号のほうで準備行為を行うというふうに書いておりますが、そういった商品をどのように調達するか集めるかというのは、これから検討してまいりたいというふうを考えておりますので、現時点でのお答えはちょっと控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 第5条の部分、（5）番5項になるわけですけど、防災拠点にすることとあるわけですが、その防災施設みたいなものが整備されちょっとですか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。

防災拠点のための施設が整備されておるのかということでございますが、この防災拠点と申しますのが、水害ですとか台風災害、そういったときに、自衛隊ですとか消防、警察等々が、あと町の関係機関、そういったのがそこに防災対策本部等を立ち上げるというような想定で、このような規定をしておるところでございます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） そうなった場合、代用したりなんたりするわけですが、防災拠点に。代用とか臨時に本部とか設置するわけですが、拠点とした場合、それができるような条項、規則とか、この条例で定めんでいいのか伺います。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 先進地のサービスエリア、パーキングエリアの事例を見てもみますと、ハザードマップに新たにサービスエリア、パーキングエリアを災害時の防災拠点施設というふうに規定をしております。

条例または規則のほうに規定をしなくてもよいのかということでございますが、規定をすれば、条例施行規則のほうに規定をすることになると思いますので、今後検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人君） 議案第30号川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めるについてであります。第4条の中の「地域施設に次の施設を置く」とありますが、飲食販売施設についてなんですが、補足説明の中では、ソフトドリンク、麺類、定食等

を販売する施設ですということであるんですが、ここの業者の選定なり資格、町内外問うのか問わないのかといったものは、今後指定管理者の間で、まちづくり会社の中での協議ということになっていくんでしょうか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 中村議員の御質疑にお答えいたします。

飲食販売施設につきましては、川南まちづくり株式会社の取締役会の中でも、直営にするべきなのか、また、専門のレストラン業者、町外になろうかと思いますが、そちらを入れるのかということで、議論をしております。根強い意見は、直営でやったほうが良いという意見が今多数を占めております。しかしながら、これからオープンまでの時間をかけまして、どういったスタイルがよいのか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第3「議案第31号川南町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4「議案第32号川南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5「議案第33号川南町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6「議案第34号工事請負契約締結（地域活性化拠点施設建築主体工事）について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第7「議案第35号工事請負契約締結（地域活性化拠点施設機械設備工事）について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第8「議案第36号財産の取得（川南町学校給食共同調理場食器・食缶洗浄機購入）について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第36号財産の取得についてお伺いします。

後ほど文教産業常任委員会に付託を予定されておりますけれども、私、文教産業常任委員会の委員ですが、あえて、内容が内容ですのでこの場で質疑させていただきます。

川南町告示第69号ということで、指名停止措置の公表についてということで、現在川南町のホームページに掲載されておりますが、今回この議案第36号で上がりました、契約の相手方、株式会社三国産業宮崎支店支店長櫛間文雄様ということとなっておりますけれども、この指名停止措置の公表についてということで、相手方が、称号または名称ということで、ホシザキ南九株式会社宮崎営業所というふうになっております。所在市は宮崎市であります。指名停止の理由となった、これ実は、指名停止ということなんですが、指名停止の理由となった行為ということで、令和元年5月10日に行った川南町学校給食共同調理場食器・食缶洗浄機購入の入札において、落札したにもかかわらず、入札金額の誤りを理由に契約締結を辞退したことにより、事務に混乱を招き、著しく信頼関係を損ねる行為を行ったことが、措置・要領第2条に該当するためということで公表がされております。

実は、この議案第36号の案件と大いにかかわることだと思っておりますが、この指名停止措置となったホシザキ南九株式会社宮崎営業所、実は、大方の概略はここに書いてある、先ほど私が読み上げたとおりなんでしょうが、どうしてこうなったのか、そして、3カ月間の指名停止ということですが、3カ月間というのが何を根拠に3カ月間なのか、この辺についてその理由をお伺いしたいと思います。

○総務課長（新倉 好雄君） 川上議員の御質問にお答えいたします。

ただいま御質問にありました財産の取得につきまして、担当課のほうから契約依頼のほうで総務課のほうに来ましたので、私のほうで経緯のほうを説明させていただきます。

今回の契約案件に対する入札につきましては、5月10日に今回の仕様書につく物品の納入が可能な業者さん7社で指名競争入札を行いました。落札額が3,290万円税別ということで、先ほど御質問にありましたホシザキ様が落札されたわけですが、5月17日に契約の辞退届が出たということで、理由につきましては、入札金額を間違えたということで理由書がついておりましたが、契約を辞退したいということで届け出がありました。

同日、その日のうちに町のほうで契約事務手続等の検討委員会を開きまして、指名停止処分3カ月ということで、契約事務要綱に伴いまして通知をしたところでございます。

それに伴います告示を出しておりますので、その件が指名停止になったということで告示をしております。

契約のほうですけれども、その後の5月23日に5月10日に入札をしましたホシザキさんの次の入札金額、投函された業者様が今回の三国産業さんということで、見積もりのほうを依頼いたしまして、同額の3,290万円で見積書を提出いただきましたので、地方自治法施行令の随意契約第167条の2第1項第9号及び同条第3項の規定によりまして、今回、随意契約の提出をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっている議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第9「議案第37号令和元年度川南町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第37号令和元年度川南町一般会計補正予算（第1号）ですが、歳出になります。

3款民生費1項社会福祉費の中で、プレミアム商品券発行にかかわる住民のための予算が1,147万出ているかと思うんですが、このプレミアム商品券が、消費税が上がるための低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとありますが、この内容、プレミアム商品券の内容を教えてくださいと、この商品券印刷及び換金手続委託料が310万上がっていますが、この委託先とそれらのことをお教えてください。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの徳弘議員の御質疑にお答えしたいと思います。

今回のプレミアム商品券の内容ということでございますが、低所得者の方々、住民税非課税の低所得者の方々に対しまして、プレミアム商品券をお一人最高額で2万円分を購入することができる。そのプレミアム商品券につきましては2万5,000円分の商品券の額でございます。また、ゼロ歳から2歳児のお子さんのおられる世帯につきましても、購入することができるというような内容でございます。

それから、商品券の委託先ということでございますが、現在のところ、商品券関係のノウハウを非常に持っております商工会との委託をさせていただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） ということは、システム等に委託料があるので、データをもとにそれらの人たちを絞り込んでいくということだと思んですが、それらのデータは出て低所得者と言われていますが、低所得者の定義がちょっとよくわかりませんが、住民税非課税世帯なのかとか、そこあたりで絞られた人たちが対象に購入ができるという商品券になるのかなということで、間違いのないかということと。

予算の持ち方ですが、これ国の事業なので国がほぼ出していただくということですが、この中で事務補助賃金が216万8,000円、これは国の補助金の中で入っていると。

産休代替賃金に関して102万5,000円については、町の一般財源から持ち出しているということで、これらの作業にかかわる人を国が何人を適正として認めて適正として配置をしていて、足りないから1人補助的に入れるということなのかなあと。

わざわざ一般財源を持ち出す必要があるのかなということと、あわせてお聞きします。

それから2万5,000円、2万円という購入が、例えば、対象者でない人たちが実際は商品券要らないと言う人が、かわりにじゃ私は欲しいんだけど商品券がと言ったときは、そういう懸念がないのか、対象者という人がとりあえず窓口に行って買いますでも使う人は、実際は違う人が買うということは、それが防止できるかどうかというまでがあるのかどうかということをお聞きします。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

主に3点あったと思います。1つは、住民税非課税の方を対象にということかということだったと思いますが、先ほどもちょっと申しましたがそのとおりでございます。

この対象者が昨年度の数で言いますと、7,000名を超える方々がいらっしゃるというような状況でございます。しかしながら、その中には扶養になっていらっしゃる方々かというのがございまして、住民税課税の方に扶養されておったりした場合には、その対象から外れるということで、前回の臨時福祉給付金のときを見ますと、やはり七千数百名の方々が対象になって、実際に非課税の方々が七千数百名いまして、その対象になった方は、四千数百名であったというふうな状況でございますので、今回もそのような状況になるのではないかなという推測をしているところでございます。

それから、2つ目に事務補助賃金についてであったと思います。これは10月からの販売というふうになっておりまして、それを3月までに商品券を使っていただかなければいけないというような、非常に短期間でこの商品券を配布して、それから販売まで実際使っていただくというところを3月までにしなければいけない、非常に短期間でございます。

従いまして、この準備期間というのが非常に短いという状況がございますので、ここに2人の事務職員を臨時等で対応して、仮に先ほど申し上げました4,000名以上の方々が商品券をまず申請に来られます。それから、その申請者が本当に対象者かどうかという審査が行われて、引換券を発行するという手順でございます。そして、その引換券を持って商品券を購入するというような流れになります。

こうしたことを考えますと相当の事務量が発生するというところで、既存の、今、福祉課が対応するということになっておりますが、既存の窓口が混乱しないように2名の方を雇って対応したいということでございます。

それから、産休代替賃金といいますのは、現在おります職員の産休代替賃金でございまして、プレミアム商品券、たまたま社会福祉総務費管理事業の中に事業が入っていますが、これは別物でございます。

すみません、もう一点を、もう一回お願いします。（「もう一点は対象者が買っても変わっても実際に使う人がかわりに」と呼ぶ者あり）

申しわけありません。実際、対象者以外の方が使えるのかということでございますが、先ほど申しました申請には御本人に来ていただくことを基本としまして、審査が行われます。

引換券は、御本人にしか渡らないというようなことをございます。商品券が実際、御本人が買われた後の動きというのは、一応、御本人に限定して、それが横流しされることはないよというこを徹底してくださいよという国からの通知のほうはあっておりますので、それを徹底したいとは思っています。周知をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） プレミアム商品券は町民の方がすごく待ち望んでいるもので、その対象者が絞られるということなんです。実際、所得の低い方、例えば1人2万円ということは、5人家族がいれば10万は買えるということの考えでいいんですかね。1軒ではなくて。それでいいですか。それでいくと。違う。1軒。

（「対象者が」と呼ぶ者あり）だから、非課税世帯といたら、夫婦で非課税世帯だったら2人という世帯というのと、ゼロ歳から2歳の子供の対象ということですね。保護者ではなくて、ということでもいいでしょうか。

それら対象者が絞られるということで、本当にうまく使ってもらっていかないと。今、言うように引き換えが、実際は、本当に所得の低い人はその商品券も買えないという現実があるわけですよ。

よくプレミアム商品券販売になりますが、本当によく声聞くのは、そのプレミアムさえ買えないんだと、やっぱり言われる方がいらっしゃるので、そこあたりが本当に有効に使っていただけるかなと思っております。

先ほどの件、お答えをお願いします。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまのお話の中で、まず住民税の非課税、すみません、私、世帯と申し上げたかもしれませんが、非課税者でございます、対象は。

それから、ゼロ歳児から2歳児は、その子供の世帯主になります。ですから、子供さんが、2歳未満が2人いらっしゃれば2人分、お1人の場合はお1人分ということになります。

じゃ、本当に非課税者の方々が、この商品券を買えるのかということあたりは、実は全国的にも非常に心配している声がございます。例えば、この申請、国の指示どおりに行くと なりますと、商品券を買うまでに最低でも3回、町のほうに足を運んでいただかないといけないということになります。

先ほど申しました1人当たりの差額といいますか、5,000円分がプレミアムの部分でございますが、例えば、タクシー等を利用して来られなければならないというような状況の方々にとっては、そのタクシー代とかで消えてしまうような懸念もございます。

したがいまして、我々としてできること、精いっぱい、3回来ていただかなくても受け取ることができるように工夫をしていかなければならないなということを考えております。

また、1人2万円までということですが、4,000円から5回に分けて買うと。最低は4,000円分買うことができるというふうにもされております。2万円は無理だけど、例えば、8,000円分買いますよとか、そうしたものも可能になるということでございます。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（竹本 修君） 議案第37号川南町令和元年度川南町一般会計補正予算のページでいきますと、29、30ページの8款土木費の中の5目都市公園費でございますが、運動公園の整備事業ということで掲げられて、テニスコートの改修ということでございますが、これらにつきましては拡張されるということですが、この中におきましては、いろんな施設整備等がございます。

そういうことでそれらには影響ないのか、それともう一つは、関係者はこういった工事関係ということで、期間の決定はされているのかお伺いしたいと思います。

○まちづくり課長（山本 博君） 竹本議員の御質疑にお答えいたします。

今回の改修工事につきましては、今ある既存の施設から面積はほぼ変わりはありません。

この整備に当たりましては、関係課とも協議を行いまして、事業実施するに当たりまして関係課と協議をしながら進めていく予定であります。

以上です。

○議員（竹本 修君） 再度、確認をさせていただきたいと思うんですが、テニスコートがありましてそれを拡張しますと、弓道場それから駐輪場といいますか、そういったものの施設がございますが、そういった形につきましては、そこまでは工事には当たらないということではないでしょうか。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度、竹本議員の御質疑にお答えいたします。

議員が言われますとおり、他の施設には何ら影響ありませんので、全く今の施設と面積は変わらないと、今の施設の中で整備を行うといったところでございます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（荻原 敏朗君） 今、同僚議員が質問された件について関連いたします。

議案第37号についてであります。8款3項5目都市計画費についてであります。細目で「872」「873」にかかわるかと思っております。872については、まちづくりからですから、総務厚生の委員でありますけど、873が関連しますのでお許しいただきたいと思います。

一般質問で何度か野球場なり陸上競技場の整備等を質問した際には、全体の整備計画ができ上がって順次やりますよという御答弁だったと思うんですけど、なぜ、今回テニスだけ突然出てきたのかなと。

それと873については、どんな管理工事をやられるのかなと。

それと運営方針の中だったかと思っておりますけど、野球場とか陸上競技場等その他の施設を指してのことだと思うんですけど、国体による施設視察を見てから考えますよという説明だったと思っておりますけど、以前言われた全体の整備計画はもうやられないのかどうか御質問いたします。

○まちづくり課長（山本 博君） 蓑原議員の御質疑にお答えいたします。

まず、まちづくり課が担当する理由としまして、今回の政策的な視点におきまして、運動公園の機能向上を目的としたことで独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ、t o t o事業とありますが、この助成金の申請をまちづくり課のほうで申請を行いました。

事務としましては、まちづくり課で進めることとなりますが、この事業実施に当たりましては、建設課、そして教育課とも協力して進めていきたいというふうに考えております。

次に、テニスコートをなぜ先に選んだのかということですが、まず先ほどの竹本議員の質疑にもありましたように、面積や用途が特段の検討を必要とせずに機能向上が図られるといったところがあります。

次に、愛好者の定着と新規利用者の獲得が期待できるということと、施設の改修をすることで競技力の向上が期待できるといったところもありまして、ほかに施設の付加価値を高めることで、県内の大きな大会も誘引することができるといったところと、最後にテニスの関係団体者、テニス協会なり少年団また中学校の保護者からも昨年度要望書が出ておりますので、こういったところからまずテニスコートを一番先に取り組んだところであります。

以上です。

○建設課長（大山 幸男君） 873都市公園の維持管理工事についてでございますけれども、以前から蓑原議員のほうに御質問をいただいております、樹勢の衰えた北側斜面の桜等の撤去及び、駐車場植栽ブロックにツツジが植わっているんですけれども、それも枯れたもの等多くて見た目にも悪くなっておりますので、その辺の撤去工事を行う予算を計上したところでございます。

それと、きのうの一般質問でもございましたけれども、来年の視察の結果を踏まえそのほかの部分については、国体開催前までには計画的に整備していく考えでございます。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） テニスコートをつくる理由をお聞きしたんじゃないんです。全体計画をつくってやりますよという今までは御説明だったと思うんですけど、もう全体計画は、じゃあ、つくらないよということなんですか。たしか今年度つくられるという説明でずっとこられたと思うんですけど。

○建設課長（大山 幸男君） 蓑原議員の御質疑にお答えいたします。

全体計画につきましては、今年度というようなことを今おっしゃられたんですけども建設課としては来年度もう視察が来るということで、それで正式に決まってから、全体的な計画をとく詳細的なものを詰めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 私ももう一遍調べてみますが、たしか今年度に全体計画をつくりますよという説明、たしか現在の副町長がされたんじゃないかというふうに私は記憶をして

おりますけど。

以上で質問終わります。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人君） 議案第37号令和元年度川南町一般会計補正予算（第1号）について、2点ほどちょっと質問をさせていただきます。

まず、1点目が28ページ、7款1項2目商工業振興費の商工業振興支援事業補助金1,000万円ということなのですが、ちょっと先ほど一般質問でも触れた部分ですが、補足説明を見ますと導入経費の2分の1を補助するものとありますけども、この該当する改修なり設備、どういったものに対しての補助金となるんでしょうか。施設改修、機械の導入というようなどこなんでしょうか。

もう一点が、32ページの8款4項1目住宅管理費の中の危険空き家解体事業補助金250万円というふうにあります。補足説明でいくと5件分を計上するものというふうにあります。この5件分の場所と、あと、所有者と連絡等がとれているのかどうか、わかれば教えてください。

以上です。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 中村議員の御質疑にお答えをいたします。

商業支援の補助の内容でございますが、店舗のリフォーム資金また機械器具の導入経費が対象となっております。

以上です。

○建設課長（大山 幸男君） ただいまの中村議員の御質疑にお答えをいたします。

町としては、危険空き家というものを10件ほど把握はしているんですけども、詳細には手元に資料がございませんので、また、後ほど提示できればと思います。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 危険空き家については承知しました。

その支援事業補助金ですが、商工業振興の設備と改築ということなんですけども、この設備は、例えば、中古の設備でもいいのか、新品だけなのかとか、あと、例えば設備を入れるのに対しては、事業計画が必要になるよとか。

創業支援だと、町の商工会での研修を受けなくちゃいけないとかということはありませんけど、そういう導入に対しては中古でいいのか、そういった事業計画が必要になるのか、そのあたりをちょっと教えてください。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 中村議員の御質疑に再度お答えいたします。

導入機器の新品、中古両方とも対象になるのかという御質問であります。ちょっと把握をしておりませんので、後ほど資料のほうを提出させていただきたいと思っております。どうもすみません。

○議長（河野 浩一君） ここで、副町長からの発言申し出がありましたので、これを許可

します。

○副町長（押川 義光君） 先ほど蓑原議員の議案質疑におきまして、今年度運動公園の総合整備計画をということで昨年度答弁いたしました。

その間に野球場の国体決定が、仮決定の状況ではございますが、そういう状況が変わった次第でございます。それを受けて、今年度中に視察が行われれば大規模改修の計画に着手しようかということではありましたけれども、実は、関係団体の視察が来年度ということになっております。

そういう関係から、中途半端に改修工事の計画をつくれないうようなこともございまして、本年度はまず、懸案事項でありました北側の斜面の樹木の撤去をし、来年度に向けて野球場周辺、陸上競技場周辺、全体的な樹木から施設の改修工事を行う計画を、視察を終わった後で着手するというふうに変更させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

ほかに質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 補正予算の32ページなのですが、工事請負費の避難誘導灯設置工事10基、1,650万、165万円でもないね。165万円ですか。1,650万円ですかね。これはどこにつけられるのか伺います。

○まちづくり課長（山本 博君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

避難誘導灯のことにつきまして御質疑をいただきました。予定ではトータル10基設置する予定としておりまして、通浜、伊倉、高下、黒鯛、菅原、松原、浪掛地区を予定しております。

その中の基数につきましては、状況を見ながら、その中でやりくりをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第37号令和元年度川南町一般会計補正予算（第1号）について伺います。

いっぱいあるもんじゃかい、なんじゃけん……。

最初に、この26ページ、産地パワーアップ事業補助金とこの施設園芸用ハウス産地競争力強化事業費補助金であります。これについては破格の何で対応しとるが、これは財政の、

財政難ちゅう割には1億8,000万円の、町がつけとるわけですが、聞くところによると農協が10分の1ちゅうこって、8割補助ちゅうようなことを聞いとるけんどんよ、銭がねえ割にはぎょうさん補助が出とるがなあちゅうのは思うとってやけど、これは、聞いたところによると、これ、事前着工しとるようなとこがあつと聞いたがよ、そげなどが許されるとか伺います。その財政難の割にはふるさと納税やら何やらも落てとつとん、1億8,700万円も補助する根拠を伺いたい。

そして、その事前着工のことですね。これは、次ページのこの漁業振興漁業基金等導入支援事業補助金、まあ、1,000万円かかっておるわけですが、これはマグロ船を除いた小型漁船に対する補助と思いますが、電波法が改正した何じゃと思うてね。

今、小型船が82隻ぐらいおるちゅう漁協の話じゃったけど、この旧式のやつがこれには該当するとは思うちゃけん、該当する船の数ほどのくらいになつとるか。

この一番下の観光費、日中友好桜並木管理委託料の287万5,000円についてであります、これは不適切な管理ばかりじゃねえかともあつとか、病虫害が入ってもあつたけど、大体不適切な管理でその病虫害が入ったともあつちゃけんどん、整地するための委託料ちなつとるわけですが、整地した後どのように利用するのか、そのままほったらかしとるとか伺います。

次の30ページの8款土木費道路維持費の、この坂の上伊倉線流末排水路測量調査設計業務委託500万円についてであります、これにつきましては、これは、補足説明じゃ台風24号の影響ちありますけど、これはもう以前より建設課に指摘しとつたわけですが、被害が大きならんうち早目整備したほうがええとやねえかとも言うとつたし、これも一番問題なのは、平成26年の6月議会において太陽光発電設置するにかかって、土地の乱開発も言うてきたわけですが、土地の乱開発の影響が大きいつちゅう思うわけですが、ここは、そもそも太陽光発電設置するために、を予測してつくつた側溝じゃねえわけですから、26年6月の議会においては全体的に川南町の、まあ、今大雨が降るわけですが、それで排水容量不足をこのときも指摘しとるわけですが、この、今、測量設計委託してもですね、抜本的に側溝の容量をふやすか、とか知らんけど、一番危惧されるのが佐光さんところに、町道の下に暗渠が入っているわけですが、あつこの上のほうは、担当課も知つてるとおり太陽光発電施設ばかりになつとるわけですが、大雨になったら相当な量が流れると思うわけですが、暗渠を含めた工事をせんな恐らくわりいと思うわけですが、その暗渠のすぐ上の、下から上がっていったとした場合、暗渠の上で道路の右側がのり面が崩れち、落て下がりよるわけですが、だから、こっち左側もずうっとすぼりのとこはもう工事せんならんような状況であります、工事する分はええけど、やっぱその今の乱開発したとこで太陽光発電のこののり面が除草剤で草を取るもんじゃから大雨が降ると道路向け流れてくるし、その太陽光発電のところがですね、その開発したとこの土場からまた土砂が流れてきてくるかいよ、そこ辺を、業者に指導して町道やら側溝に土砂が流れてこん、じゃから、流入せんような指導していかなよ、こりゃ、

工事してまた災害が発生するって思うわけですが。

それと、全体的に容量不足になつとるち思うわけだが、下の公園、公園と田んぼ、こっち、南のほうにつくつとって、そこ、橋がかけちゃったが、あっこがもう二、三回流木やら土砂がたまって詰まったような状況になって、公園やら違う道路やら何やら流れちきて大変なことになつとったわけですが、全体的に見直さんにやいかんかなあと思うわけですけど、「さあ」ちゅうて、さあできんわけですけど、そこ辺のとも、一番下も、ほんじゃかい、公園の下の散歩するとももう下が崩れて公園ののり面のほうも壊れとるような状況であります。ずうっと全体的に太陽光発電の下にも適正に排水するようにせんな、もう少々な工事をしてもおれはだめじゃと思います。そこ辺をどういうふうに考えているか伺います。

次に、32ページの住宅管理費危険空家解体事業補助金についてであります。これは空き家対策特別法に関する事業と思いますが、私の記憶では5分の2の補助率じゃったわけですが、その事業主体がどこになるのか。この事業主体にこの補助を250万円するのか伺います。じゃから、250万円で125万の、町が125万円多分出して250万円になるわけですが、ということは5分の2が補助率5分の2じゃったと思うから、国が5分の1町が5分の1になつとかなつちゅうのは思うわけですが、これ、事業主体は家主になつとか、そこ辺も伺います。

ほかなかったか。

以上です。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、1点目であります。産地アップ補助事業の対象者が事前着工しているという話を聞いたがどうなのかということでございますが、事前着工はないと認識をしております。

続きまして、漁業機器導入根拠、対象船数は何船あるのかということでございますが、今年度は無線の更新費用を1基50万円としまして、20船分計上をさせていただいております。

順番が前後いたしますが、施設園芸用ハウス産地競争力強化事業補助金1億8,785万円、町が産地パワーアップ事業補助金に上乘せをしまして2割追加する根拠はということでございましたが、例を挙げますと、3,500万の事業を実施されます方につきましては、国庫補助金が1,450万余り、町が2割ということで720万ということで、農家の方の自己負担は、700万円ということになります。

先ほども、議員のほうから、補助事業を受ける場合、例えば200万だったら、2分の1だったら100万を用意しないといけない、なかなか事業に取り組めないんじゃないか、ということがございましたが、農業は町の基幹産業でありますので、町、JA合わせまして8割という高額な補助になるわけですが、農家の負担を少しでも減らしましてハウスを新設し、生産効率をアップし、ひいては収量アップしていただきまして、経営の安定、ひいては担い手、後継者確保につながればと考えております。

最後に、日中友好通りの桜並木の件でございますが、病害虫が入って適切な管理をしていなかったのではないかと御指摘でありました。

正直申しまして、病虫害が入って枯れたかどうかということは承知しておりません。ただ、桜が植栽されまして大分年数がたっている、また台風で大分やられまして枯れたというふうに認識をしておるところでございます。

今回、220本全部伐採、伐根し、整地をします。整地した後、どのような活用をするのかということでございますが、現在のところは具体的に決めてないところでございます。

説明は以上です。

○建設課長（大山 幸男君） ただいまの児玉議員の御質疑にお答えいたします。

児玉議員がおっしゃられるとおり、付近は太陽光発電がかなりできておりまして、ちょっと時期的には正確ではないんですけども、五、六年前ぐらいでしょうか、舗装と側溝の一部整備をしているところでございます。

昨年の台風24号によりまして、大変壊れ方が激しくなりまして、議員もおっしゃられたとおり、下の伊倉の公園のほうに土砂が流れていったりするような状況がございます。県道の下にも、JRの下にも暗渠がありますので、その辺の断面等耐えるのかどうかとかそういう面も含めて調査をして整備を進めていきたいというふうに思っております。

また、太陽光発電の業者につきましては、また調査し、今、砂利等の流出がないような指導もまた考えていきたいと思っております。

それと、32ページの危険空き家の件でございますけども、これが10分の8、8割補助になっておりまして、上限が50万円ということで、62万5,000円を取り壊し費用がかかる分につきましては、もう一律50万円の補助ということでございます。

事業主体につきましては、所有者の申請ということになってまいります。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） この産地パワーアップ事業補助金については、いろいろ言われたけど、その商工業に対してでもね、ですよ、商工会あたりに対しても、こんげな補助、8割ぐらいを補助をすつとな、課長が言うたともわかるけど、農業ばかりこんげしよつたら、おかしくなつとやねえかちゅうな思われるけど、もう根拠は何かちゅうたら、このミニトマトとピーマンの農家、イチゴはあんまり知らんけど、まあ町長の選挙運動の主なもんじゃつたごちゃつたがよ、こりゃ選挙の論功行賞予算のばらまき予算じゃと思うとるわけですが、まあ……。

それで、漁業のなんは、これも、うちん組合長と参事があっちこっち回りよつたげなかい、これも選挙の論功行賞か、のばらまき予算のごちやるけんどんよ。

この、そいと、もう聞くと忘れつと、何言うか忘れつたけど、もう一回、何だけど。この坂の上のなんの関係については、こりゃ一応調査設計業務委託500万になつとるけど、俺はずうつと全体的にすつとこれじゃ足らんかなちゅうな思うとつちやけんどん。要は、今ん、この太陽光発電の事業者に対しての、ちゃんとした指導やら、その土場、土場から流れる土砂の流入防止をせん限りは、何ぼしてんだめじゃなちゅうな思うつちやけんどんよ。そこ辺の

とをしっかりと指導してもらいたい。

後先になるけど、こん桜並木は病害虫じゃねえっちゃうようなこっちゃった、原因は。台風で 220何本もなんするよなねえっじゃけん、おら、適正な管理をしとらんかったかいじゃいと思わっちゃうけんどんよ、下刈りやら何やらも全然しとらんかいですね。そこ辺がやっぱり、何ぼ仕事してん、ちゃんと管理せんかったらだめじゃちゃう証明になったわけですが、ちゃんと、木を植えたら植えたごつ管理してくださいよ。

次、この今の空き家のなんは、まあ事業主体やその家主ちゃうような話、10分の8の補助を使とうは、そういうなんじゃねかったごっちゃったけんどん、俺の記憶じゃ5分の2にゃごっちゃったんけんどん。10分の8ちゃうことは国が5分の4、いや、いや、違う、違う。あっ、5分の4でえっとか。そういう補助率じゃったかなと。まあ、法律が変わったとか知らんけんどん。したら、もうそのこのなんは、この空き家解体の事業はもう家主とそういう、もう話がついとるちゃうことですね。（発言する者あり）ついとらん。（発言する者あり）ついとらんかった場合はその予算執行はしないということになるわけですか。

○建設課長（大山 幸男君） 今回、危険空き家の解体ということで、予算を上げておりますけれども、もし、この予算が通った場合には、町内に、こういう補助事業ができましたということでお知らせを流ささせていただき周知いたしまして、そのような危険空き家があれば申請していただいて、取り壊していただくような考えでございます。

この事業は、国と町の2分の1ずつの補助でございまして、先ほども申しましたけども、10分の8、8割補助なんですけど、上限が50万。ですから、取り壊し費用が62万5,000円を超えるものにつきましては一律50万の補助ということでございます。

以上です。

○議員（兎玉 助壽君） もしこれが、家主とちゃんと協議なされとらんづつ、今の、もう危険空き家ちゃうぐらいじゃから、壊さないかん状況じゃあと思うと、町が代執行するような、した場合は・・・。こら、いつでしたか、30年度の3月議会でこの事業に関して質問したわけですが、この家主が出さんかったり、月割り、月賦とかなんした場合は、こりゃ、この一般会計で経理すつとは問題があると思うわけですが、未収、滞納等の問題が起きた場合は、この、今もこの平成30、じゃから29年度の予算ですか、で、こりゃ、この危険家屋のなんをして、現在も2軒分が、月割りで払いよるとこと、1軒はもう、こりゃ、負の欠損処分をしなければならぬような状況のと、2軒あるわけですが、それが現在の管理が二重帳簿みたいになつとるわけですが。

これに関しても、そういうことになりかねないと思つとるわけですが、このときですね、町長は、わかりづらかったら見直すようなことを言うとりましたが、この事業をするときは、やっぱり町の、町民の税金とか運用するわけですから、やっぱり透明性に問題があるような経理の仕方じゃいかんと思うわけですよ。

そこ辺を含めて、まだ執行するか執行せんかわからんけんどん、恐らくこらもう予算に計上

しとるちゅう、ということは、もう執行することを前提で予算を計上しているわけですから。そういう不透明な会計処理をしないように今後気をつけたいと思っています。

このことについて、町長を含め担当課長に聞きます。

○町長（日高 昭彦君） 予算についてはわかりやすいようにするのが、我々の務めでありますので、そのように努めてまいります。

あとは、担当課長に答弁させます。

○建設課長（大山 幸男君） ただいまの児玉議員の御質疑にお答えをいたします。

すいません。私の説明が悪くて申しわけなかったんですけど、これは特定空き家とはまた別の案件でございまして、特定空き家につきましては、調査して該当すれば特定空き家ということで通知をするわけですけれども、この危険空き家というのは、その前段といえますか、まだ特定空き家までは該当しないもの、そういうものについて所有者さんのほうに取り壊しを促していくというというもので、特定空き家という関連とはちょっとまた別物になるということでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） そしたらこれはわりゃ俺は勘違いの質問をしたごつなるがよ。

この事業についてはわからんけど、今後こういう事業をすることになれば、勉強会か何かを開くなりして、詳しくわかるように、説明してくれた方がいいちゃけんどん、まあそのような方向でお願いしときます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に付託をします。

日程第10「議案第38号令和元年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案38号は文教産業常任委員

会に付託します。

日程第11「議案第39号令和元年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第12「議案第40号令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第13「議案第41号令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は総務厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午後 1 時35分散会
